

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局建築安全推進課において閲覧できます。

令和三年九月二十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和三年四月十六日奈良県指令建第一〇六一七二号

令和三年八月三日奈良県指令建第一〇六一七二一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和三年九月十三日建第九八五〇号

公共施設に関する工事の検査済証 令和三年九月十三日建第五六九七号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

大和高田市大字岡崎三八番一、三八番二、三八番三、三八番四、三八番五、三八番

六、三八番七、三八番八、三八番九、三八番一〇、三八番一一及び三八番一二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市光陽町二一五番地

株式会社南村組 代表取締役 南村清信

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 大和高田市大字岡崎三八番一一及び三八番一二

下水道 大和高田市大字岡崎三八番一一の一部

水路 大和高田市大字岡崎三八番一〇